

社会教育センターの大規模改修に伴う休館期間中の対応及び 改修後の施設の管理・運営について

区立施設再編整備計画に基づき実施する、社会教育センターの大規模改修に伴う休館期間中の対応と改修後の管理・運営について、以下のとおり報告する。

1 休館期間

- 令和3年4月1日から令和4年12月31日まで（予定）
- この間、ホール及び集会室等はすべて休館とし、利用者には他の区立施設等を案内する。

2 休館期間中の対応

- 社会教育センター事務室は、休館期間中、済美教育センター内に仮移転する。
- 社会教育センターで実施している社会教育事業については、休館期間中においても、区民の生涯にわたる学びの支援を継続していくため、文化団体連合会等の共催事業を含め、利用目的等に応じて他の区立施設を代替として使用する。このほか、統合後の杉並第四小学校の跡地施設についても活用を検討し、事業展開を図る。
- ホールの備品等は永福図書館跡地へ移送・保管する。

3 改修後の管理・運営

改修後の管理・運営については、改修を契機とした建物全体の一体的な管理・運営によって効率的で効果的な運営を図るため、併設する高円寺地域区民センターとともに指定管理者制度を導入し、社会教育センターについては、以下の業務を行わせることとする。

- ・社会教育センターの維持管理に関する業務
- ・社会教育センターの利用に関する業務

4 今後の主なスケジュール(予定)

- | | | |
|------|-----|--------------------------------------------|
| 令和3年 | 4月 | セシオン杉並休館（～4年12月末）
社会教育センターの仮移転（～4年12月末） |
| | 6月 | 第2回区議会定例会に社会教育センター条例等の改正案を提出 |
| | 7月 | 指定管理者候補者の公募開始 |
| | 12月 | 指定管理者候補者の選定 |
| 4年 | 2月 | 第1回区議会定例会に指定管理者の指定に関する議案を提出 |
| 5年 | 1月 | 供用開始、指定管理者による管理・運営開始 |